

募 集 要 項

1 申込の資格

個人、法人を問わず申込みができます。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 市税の未納がある者
- (4) 上記（1）及び（2）に掲げる者から委託を受けた者又は団体

2 売払いの条件

- (1) 引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員が活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
- (2) すべての物件について現状引渡しとなります。申込みに際しては現地、ハザードマップ、法令に基づく制限等をよく確認のうえ、お申し込みください。
- (3) 物件内の構築物・樹木等も、現状のまま引渡しとなります。不要な場合、撤去費用等は買受人の負担となりますので、ご注意ください。
- (4) 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要な場合は買受人が所有権移転後行ってください。

3 申込みの受付

- (1) 申込受付期間

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

（ただし、土・日曜日祝日及び令和 8 年 1 2 月 2 9 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までを除く）

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 申込場所

桐生市役所 財政課（桐生市織姫町 1 番 1 号 3 階）

※申込みは先着順のため郵送での申込みは不可となります。

4 申込みに必要な書類

(1) 個人の場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 住民票抄本（共有の方は全員分）
- ④ 市税完納証明書（共有の方は全員分）

(2) 法人の場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ④ 市税完納証明書

5 申込注意事項

- (1) 提出された書類に事実と相違する記載がある場合、申込み及び売払いは無効になります。
- (2) 提出いただいた書類は、お返ししません。
- (3) 申込者の方が、土地所有権移転登記の名義人になります。共有希望の場合は連名で申込みしていただき、申込書に持分を記入していただきます。
- (4) 随時売却につき、先着順による売払いとなります。

6 契約締結・代金の支払い

- (1) 契約の締結は、指定する期日までに行ってください。期限までに契約を締結されない場合、申込みは無効となりますので、ご注意ください。
- (2) 契約締結後、60 日以内に所定の納付書により売買代金全額を納付していただきます。
なお、売買代金全額を期限までにお支払いいただけない場合は、契約は無効となりますのでご注意ください。

7 所有権の移転・登記

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 土地の所有権移転登記は、物件の引渡し後に市が行います。
- (3) 申込書に記載された名義で、登記を行います。
- (4) 売買契約書に必要な収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担になります。